

# 【国公立】令和8年度（2026年度） 熊本県奨学のための給付金前倒し給付募集案内（専攻科を除く。）

本募集は、新入生に対し4月～6月に相当する額（3か月分）の前倒し給付を行うものです。  
なお、前倒し給付は希望者のみを対象とします。【給付予定日：令和8年8月31日（月）】  
前倒し給付を希望しない場合には7月頃に案内する通常募集（年額）に申請してください。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

## 1 給付対象者

令和8年（2026年）4月1日（基準日）時点で、**次の要件すべてに該当する世帯**が対象です。

要件	
保護者等	<input type="checkbox"/> 以下のいずれかの世帯 ア.生活保護受給世帯（高校生等本人が生業扶助を受給） イ.非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円） ウ.家計急変世帯（非課税世帯相当に急変）
	<input type="checkbox"/> 熊本県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金（又は「学び直しへの支援」）の受給資格がある。 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない。 <input type="checkbox"/> 日本国籍又は在留資格等がある。

## 2 給付金額（4月～6月の3か月分＝年額の1/4）

課程	世帯区分	給付額
全日制定時制	ア.生活保護（生業扶助）受給世帯	<b>8,075 円</b> (年額 32,300 円)
	イ.市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯 ウ.家計急変世帯	<b>35,925 円</b> (年額 143,700 円)
	ア.生活保護（生業扶助）受給世帯	<b>8,075 円</b> (年額 32,300 円)
通信制	イ.市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・ ウ.家計急変世帯	<b>12,625 円</b> (年額 50,500 円)

## 3 申請書類（○は必須、△は必要な場合）

生徒が通う学校	世帯状況	申請書	通帳等の写し	生業扶助受給証明	所得等確認書類	国籍等確認書類	在学証明書	扶養誓約書	家計状況確認書類
熊本県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校 ・ 国立高校	ア.生活保護受給世帯	○	○	○	-	○	-	-	-
	イ.非課税世帯	○	○	-	○	○	-	-	-
	ウ.家計急変世帯	○	○	-	○	○	-	△	○
熊本県外の 国公立高校	ア.生活保護受給世帯	○	○	○	-	○	○	-	-
	イ.非課税世帯	○	○	-	○	○	○	-	-
	ウ.家計急変世帯	○	○	-	○	○	○	△	○

#### 4 所得等確認書類 (イ. 非課税世帯、ウ. 家計急変世帯)

保護者等全員分の令和7年度(令和6年分)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(次のいずれか1つ)

- ① 「令和7年度 課税証明書」 (市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和7年度 特別徴収額の決定・変更通知書」 (勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和7年度 納税通知書」 (自営業の場合等に市町村から送付されます。)

#### 5 国籍等確認書類 (ア～ウ 全世帯必須)

高校生等生徒の国籍等が確認できる書類

国籍・在留資格等	添付書類 ("○"いずれか一つの書類を提出 ("●"は必須))
・日本国籍	●住民票の写し
・特別永住者	○特別永住者証明書の写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住意思有)	○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)
・家族滞在 (就労定着意思有)	○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの) ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
・上記以外 (留学を除く)	○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)

#### 6 家計状況確認書類 (ウ. 家計急変世帯)

家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

非課税ではない保護者等全員分の書類(以下a～cのいずれか)を提出してください。

家計急変の事由	必要書類	具体例
a 給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ R8.1～3月分の給与明細書の写し</li> <li>➢ 給与支払者による給与支払(見込)証明書</li> <li>➢ 事業所得証明書</li> <li>➢ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等</li> </ul>
b 離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 離職票</li> <li>➢ 退職証明書</li> <li>➢ 廃業等届出</li> <li>➢ 解雇通告書</li> <li>➢ 罹災証明書</li> <li>➢ 破産宣告通知書</li> <li>➢ 雇用保険受給資格者証</li> <li>➢ 非課税証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
c 離別・死別 (R7.1.1～R8.4.1間に発生したものに限る)	① 離別・死別を証明する書類 及び ② 家計急変後の収入を証明する書類	<p>① 離別・死別を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 離婚届受理証明書</li> <li>➢ 戸籍謄本</li> <li>➢ 死亡診断書 等</li> </ul> <p>及び</p> <p>② R8.1～3月分の給与明細書の写し</p>

## 7 申請期限・提出先・問合せ先

### 【熊本県内の高等学校等に生徒が在籍する場合】

在籍する高等学校等により提出期限は異なりますので、各学校担当者にお問合せください。

提出期限	令和8年 6月 30日(火)
提出先	小川工業高等学校 担当:事務室 深水(ふかみ)
連絡先	0964-43-1151

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



### 【熊本県外の高等学校等に生徒が在籍する場合】

令和8年(2026年)6月30日(火)までに(必着)、熊本県庁高校教育課修学支援班に提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

TEL 096-333-2675

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>



本申請は、「4月～6月の3か月分の給付」についてのものです。

残額(7月～3月の9か月分)の給付を希望する場合は、再度、申請する必要(※)があります。

※申請書、通帳等の写し、所得等確認書類(課税証明書など)、国籍等確認書類(住民票の写しなど)等の必要書類を再度そろえて提出が必要です。

(提出時期は、7月以降に案内予定です。)

## 【前倒し給付】

### 奨学のための給付金 Q & A

#### Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

#### Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

#### Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

#### Q 4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

#### Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

#### Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

#### Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

#### Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

## 熊本県奨学のための給付金交付申請書

基準日 令和8年4月1日

熊本県教育長 様

年 月 日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。※□に☑をつけてください。

- 1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 この申請書に虚偽等の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
- 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 5 この申請の対象となる高校生等の教育費（教科書代、学用品代等）に、奨学のための給付金を使用します。

フリガナ		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人
申請者氏名			<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者
申請者住所	〒	TEL		

## 【1 対象となる高校生等について】

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					

国籍	<input type="checkbox"/> ① 日本国	国籍が「②日本国以外」の場合に該当する項目に☑をつけてください。				
	<input type="checkbox"/> ② 日本国以外	③	<input type="checkbox"/> 特別永住者			
		④	<input type="checkbox"/> 永住者			
		⑤	<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦	年	月	日）
		⑥	<input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦	年	月	日）
		⑦-1	<input type="checkbox"/> 定住者（在留期間（満了日）西暦	年	月	日）、日本国への永住意思有
		⑦-2	<input type="checkbox"/> 定住者（在留期間（満了日）西暦	年	月	日）、日本国への永住意思無
		⑧-1	<input type="checkbox"/> 家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）			
		⑧-2	<input type="checkbox"/> 家族滞在（⑧-1以外）			
	⑨	<input type="checkbox"/> ③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦				

在学する学校	学校の名称	熊本県立小川工業高等学校		課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制							
	学校の所在地	熊本	都道府県	宇城	市区町村							
	在学期間	年	月	日	～	年	月	日	学年	年	在学中に給付金を受給した回数	
過去の高等学校等における在学期間	学校名		～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数
	学校名		～	年	月	日	～	年	月	日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数

## 【2 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合		支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード					
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	フリガナ	口座名義					

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

## 【3 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合は、☑をつけてください。】

①	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。	→ 裏面【5 申請区分】へ進んでください。
---	--------------------------	-----------------------------------------------------------------------	-----------------------

（裏面も記入してください。）

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年4月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※）</b> <small>※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</small>
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） <small>※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
④	<input type="checkbox"/>	<b>高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分</b> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>高校生等本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ)	生徒との続柄	氏名	(フリガナ)	生徒との続柄
道府県民税所得割額 ①		円	道府県民税所得割額 ③		円
市町村民税所得割額 ②		円	市町村民税所得割額 ④		円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④) 円 ※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算  
 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円  
 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円

上記保護者等の令和7年1月1日時点の住所（市区町村まで）  
 ※日本国内に住所を有していない場合には、☐に☑をつけてください。）

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

【5 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	<input type="checkbox"/> 全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）			
		<input type="checkbox"/> 1年間分	<input type="checkbox"/> 4月～6月分（前倒し給付）			
			<input type="checkbox"/> 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）			
	世帯区分		前倒し給付額		年額給付額	災害時の 制服加算
			全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	
		<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	8,075円	32,300円 <small>※前倒し給付済みの場合 は24,226円</small>	32,300円 <small>※前倒し給付済みの場合 は24,226円</small>
	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の 合算が0円	35,925円 <small>※基準日時点、生活保護法（昭和 25年法律第144号）第36条の規定 による生業扶助を受給していません。</small>	12,625円	143,700円 <small>※前倒し給付済みの場合 は107,776円</small>	50,500円 <small>※前倒し給付済みの場合 は37,876円</small>	64,800円
	<input type="checkbox"/> 家計急変世帯 <small>※基準日時点、生活保護法（昭和 25年法律第144号）第36条の規定 による生業扶助を受給していません。</small>	35,925円	12,625円	家計急変の時期により 異なります。		世帯区分により 異なります。
	<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が 100円～105,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧			47,900円	16,830円	21,600円
	<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が 105,500円～182,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧			35,930円	12,630円	16,200円
			交付申請額		円	

【認定欄】※県記入欄

交付決定額	円
-------	---

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤に含まれます。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。  
 ※マイナンバーは不可。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
 （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、課税証明書等を参照の上、記入してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。※学び直しを除く
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

振込口座が確認できる書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）  
が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写し

（※必ず添付してください。）

## 添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号 番号  
11960 1234561  
お名義人 ショウガク ハナコ

株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9909)  
通帳作成地: 東京都千代田区船場1-3-2  
株式会社ゆうちょ銀行

カード紛失センター 0120-794889

通常貯金ご利用の上上限額 13,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は  
次の内容をご指定ください  
【店名】一九八（読み イチキユウハチ）  
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写しを添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合は、別途「熊本県奨学のための給付金受領委任状」を提出してください。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による  
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和8年4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 熊本県奨学のための給付金の受給手続きのため			
備考			

## 熊本県奨学のための給付金交付申請書

基準日 令和8年4月1日

熊本県教育長 様

令和8年6月〇日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。※□に☑をつけてください。

- 1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 2 この申請書に虚偽等の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 5 この申請の対象となる高校生等の教育費（教科書代、学用品代等）に、奨学のための給付金を使用します。

フリガナ	クマモト タロウ	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人
申請者氏名	熊本 太郎		<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
申請者住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 TEL *** - **** - ***** 〇〇市△△町□丁目×番××号		

## 【1 対象となる高校生等について】

フリガナ	クマモト ジロウ	氏名	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
	熊本 次郎			

国籍	<input checked="" type="checkbox"/> ① 日本国	国籍が「②日本国以外」の場合に該当する項目に☑をつけてください。		
	<input type="checkbox"/> ② 日本国以外	③	<input type="checkbox"/> 特別永住者	
		④	<input type="checkbox"/> 永住者	
		⑤	<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	
		⑥	<input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	
		⑦-1	<input type="checkbox"/> 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有	
		⑦-2	<input type="checkbox"/> 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無	
		⑧-1	<input type="checkbox"/> 家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）	
		⑧-2	<input type="checkbox"/> 家族滞在（⑧-1以外）	
		⑨	<input type="checkbox"/> ③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	

在学する学校	学校の名称	〇〇県立△△高校	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
	学校の所在地	〇〇 都道府県 △△ 市区町村 □丁目×番××号		
	在学期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	学年	1年 在学中に給付金を受給した回数 0回
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回
	学校名	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回

## 【2 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	〇〇 銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	△△ 本店 支店 支所 出張所	金融機関・支店コード	9999 999
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	01 23456	フリガナ	クマモト タロウ
				口座名義	熊本 太郎	

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

## 【3 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合は、☑をつけてください。】

①	<input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している	※該当する場合は☑	明書を提出します。	→ 裏面【5 申請区分】へ進んでください。
---	-----------------------------------------------------------------------------	-----------	-----------	-----------------------

(裏面も記入してください。)

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年4月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※）</b> <small>※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</small>
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）名分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） <small>※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
④	<input type="checkbox"/>	<b>高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分</b> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>高校生等本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ) <b>クマモト タロウ</b>	生徒との続柄	
	<b>熊本 太郎</b>	<b>父</b>	
道府県民税所得割額 ①		<b>0</b>	円
市町村民税所得割額 ②		<b>0</b>	円

氏名	(フリガナ) <b>クマモト ハナコ</b>	生徒との続柄	
	<b>熊本 花子</b>	<b>母</b>	
道府県民税所得割額 ③		<b>0</b>	円
市町村民税所得割額 ④		<b>0</b>	円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	<b>0</b>	円	※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円
-------------------------	----------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記保護者等の令和7年1月1日時点の住所（市区町村まで）  
※日本国内に住所を有していない場合には、□に☑をつけてください。）

<b>熊本</b>	都道	<b>熊本</b>	<b>市</b>	区
	府		町	村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。				

<b>熊本</b>	都道	<b>熊本</b>	<b>市</b>	区
	府		町	村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。				

【5 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	<input type="checkbox"/> 全学年選択可 <input checked="" type="checkbox"/> 1年間分	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります） <input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月分（前倒し給付） <input type="checkbox"/> 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）				
	世帯区分		前倒し給付額	年額給付額		災害時の 制限加算	
			全日制定時制	通信制	全日制定時制		通信制
	<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯		8,075円	8,075円	<del>32,300円</del> <small>※前倒し給付済みの場合は24,226円</small>	<del>32,300円</del> <small>※前倒し給付済みの場合は24,226円</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の合算が0円	<small>※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。</small>	35,925円	12,625円	<del>143,700円</del> <small>※前倒し給付済みの場合は107,775円</small>	<del>50,500円</del> <small>※前倒し給付済みの場合は37,875円</small>	64,800円
<input type="checkbox"/> 家計急変世帯 <small>※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。</small>		35,925円	12,625円	家計急変の時期により異なります。		世帯区分により異なります。	
<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧		X		47,900円	16,830円	21,600円	
<input type="checkbox"/> 住民税所得割額の合算が105,500円～182,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧				35,930円	12,630円	16,200円	

交付申請額	<b>35,925</b> 円
-------	-----------------

【認定欄】※県記入欄

交付決定額	円
-------	---